

交通事故など第三者の不法行為により負傷したら・・・

交通事故などにより、加害者（第三者）から受けたケガなどの傷病については、被害者には加害者に対して損害賠償を請求する権利が発生します（民法709条）。

交通事故の他にも第三者による不法行為があります

- けんか ○他人のペットに噛まれた ○食中毒
- 工事現場での落下物による負傷など



国民健康保険証で治療を受けるときは・・・

～必ず市の国民健康保険の係へご連絡ください～

第三者の不法行為により負傷された場合でも、国民健康保険証を使用して診療(保険診療)を受けることができます。

また、自賠責保険や相手から十分な賠償を受けることができない場合、国民健康保険証を使用した方が治療費の負担が少なくて済む場合があります。

国民健康保険証で治療を受けるときは、必ず事前に市町村の国保窓口連絡し、すみやかに『第三者行為による傷病届』（用紙は市の国民健康保険窓口にあります）を提出してください。

保険診療の場合は、国民健康保険証を使用して窓口負担（3割）し、残りの費用(7割)については、一旦国民健康保険が立て替え払いをし、その後加害者に請求することになります。

（加害者への請求は市が行います）

国民健康保険証を使用しなかったら・・・

国民健康保険証を使用しない、いわゆる自由診療の場合は、医療機関での自己負担が10割以上となることがあり、医療費が通常の保険診療より高くなる場合があります。

示談は慎重に

国民健康保険に届け出る前に示談をすると、その取り決めが優先して、加害者に医療費を請求できない場合があります。交通事故の場合、予想以上に治療期間が長引いたり、後遺障害が残ることもありますので、治療中の安易な示談には注意が必要です。

示談の前には、市保険年金医療課までご相談ください。

お問い合わせ：福津市役所 保険年金医療課

☎0940（43）8127